

令和7年度群馬県立学校職員の定年等に関する情報提供・意思確認実施要領

群馬県職員の定年等に関する条例（昭和59年群馬県条例第6号）附則第5項に基づき、情報の提供及び勤務の意思の確認を以下のとおり実施する。

1 対象者

情報の提供及び勤務の意思の確認の対象者は、令和7年度中に満59歳に達する職員とする。ただし、以下の職員については対象外とする。

- ・ 臨時的任用職員及び任期付学校職員
- ・ 非常勤職員
- ・ 労務職員（令和10年度以降、満62歳に達する者に対して実施する。）

2 情報の提供

群馬県教育委員会は、60歳以降の働き方に係る情報を以下の資料により提供する。

- ・ 「教職員の60歳以降の働き方」
- ・ 「教職員の60歳以降の働き方 Q&A」

3 勤務の意思の確認

群馬県教育委員会は、60歳以降の勤務の意思の確認を以下により実施する。

（1）意思確認票の提出

対象者は、2に掲げる資料を確認の上、様式1「60歳以降の勤務意思確認票（兼定年前再任用短時間勤務選考申込票）（以下、「意思確認票」という。）」を作成し、エクセルファイルを校長へ提出する。

校長は対象者から提出された様式1「意思確認票」（エクセルファイル）を、（3）で定める提出期限までに学校人事課へ提出する。校長は別紙の提出方法を参照のこと。学校人事課は、様式2「意思確認集計表」を作成する。

（2）不明点の照会

対象者は、様式1「意思確認票」を作成するにあたり、不明点がある場合は、次の Microsoft Forms により県教育委員会へ照会を行うことができる。

照会内容については、個別に電子メールにより回答するとともに、必要に応じて Q&A に追加する。

- ・ 照会フォーム URL：<https://forms.office.com/r/5KzyiJyfL1>

- ・ Q&A 掲示場所：群馬県総合教育センター

＞各課発行・提供資料＞学校人事課＞定年引上げ関係資料

URL：<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/35270f641b0381a43409c5f2cb2313fc/定年引上げ関係資料>

- ・ 照会可能期間 令和7年10月24日（金）まで

※照会可能期間後は学校人事課で照会を受け付けるが、できるだけ期間内に行うこと。

（3）意思確認票等の学校人事課提出期限

令和7年10月31日（金）

（4）意思確認票記載内容の変更

様式1「意思確認票」の記載内容については、原則として変更しないものとして回答すること。ただし、やむを得ず記載内容を変更する場合には、速やかに校長に申し出るとともに、3（1）の手順により様式3「60歳以降の勤務意思確認票変更届（兼定年前再任用短時間勤務選考申込票変更届）（以下、「変更届」という。）」を随時提出するものとする。

なお、定年前再任用短時間勤務を希望する変更については、令和8年6月末までに様式3「変更届」が学校人事課へ届くよう、余裕をもって校長へ提出すること。

それ以外の変更については、遅くとも令和8年12月末までに様式3「変更届」を提出すること。

4 留意事項

定年前提任短時間勤務を希望した者に対しては、別途令和8年8月頃に選考を行う。なお、様式1「意思確認票」は、定年前提任短時間勤務選考の申込票を兼ねるものとし、改めて選考の申込を行う必要はない。

また、「1 対象者」のうち、61歳に達する年度以降も引き続き常勤勤務を継続している者が翌年度から定年前提任短時間勤務を希望する場合、群馬県立学校職員の定年前提任実施要領第5条に基づき、希望する年度の前年度の6月末（別途期日を指定する場合もある。）までに選考申込書が学校人事課へ届くよう、余裕をもって校長へ提出すること。